

法 指 第 1 3 4 8 号
平成 21 年 3 月 26 日

各法人 代表者 様

大阪府健康福祉部地域福祉推進室長
(公印省略)

社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について (通知)

日頃から、本府健康福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省から平成 21 年 3 月 23 日付けで別添のとおり通知がありました。

貴法人におかれましても、日頃から社会福祉施設等の利用者の安全確保と防火対策について留意されていることと存じますが、今回の事故を踏まえ、火災が発生した場合の消火・避難・通報体制を確保する等の防火安全対策に万全を期すようお願いいたします。

【参考】

大阪府法人指導課のホームページに厚生労働省からの通知を掲載していません。

<http://www.pref.osaka.jp/houjin/index.html>

なお、今回の厚生労働省からの通知文にある別添文書(同日付で消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長等あてに発出)については、同封しておりませんので、あらかじめご了承ください。

大阪府健康福祉部地域福祉推進室 法人指導課監理グループ 担 当 小島(武)・今井 電 話 06-6941-0351(代表)(内線 2414) 直 通 06-6944-6663(ダイヤルイン) F A X 06-6944-1982



雇児総発第0323001号
社援基発第0323001号
障企発第0323001号
老計発第0323001号
平成21年3月23日

都道府県
各指定都市 民生主管部(局)長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長



厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長



厚生労働省老健局計画課



社会福祉施設等における防火安全体制の徹底について

去る3月19日、群馬県渋川市の高齢者が入居する施設において火災が発生し、10人の方が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

介護を要する者等が入居する社会福祉施設等において火災が発生した場合には甚大な被害につながるおそれがあることから、これまでも防火設備や避難訓練等の防火安全対策について周知徹底をお願いしてきたところであります。

貴職におかれましては、防火体制、万が一火災が発生した場合の消火・避難通報体制の確保、消防署等の関係機関等と連携した訓練等防火安全対策に万全を期すよう、所管の社

会福祉施設等に対し、周知徹底をお願いいたします。

なお、本日付けで、消防庁予防課長から各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長あてに、有料老人ホーム等の社会福祉施設等に対し防火安全対策の徹底を図るとともに、緊急調査を行うよう依頼する旨の通知（別添）が発出されていますので、貴職におかれても、消防防災主管部局と連携をとりつつ、所管する社会福祉施設等における防火安全対策の状況について把握されるようお願いいたします。